

やまがた市町村農業委員会サポート事業 実施要綱

第1 目的

この要綱は、一般社団法人山形県農業会議（以下「農業会議」）が県内市町村農業委員会（以下「農業委員会」）の活動を支援する「やまがた市町村農業委員会サポート事業」に関し、必要な事項を定める。

第2 やまがた市町村農業委員会サポート事業（以下「本事業」）

- (1) 本事業は、農地関連法改正に伴う喫緊の課題に対応するため、以下について支援を実施する。
 - ① 農地利用最適化活動の目標達成
 - ② 改正農業経営基盤促進法の適正かつ円滑な実施
 - ③ 農業委員会サポートシステムの利用促進
 - ④ 地域計画における目標地図の作成
- (2) 本事業の詳細については、毎年、山形県農業委員会事務研究会（以下「事務研」）と検討のうえ決定する。

第3 事業実施体制

農業会議内に、「やまがた市町村農業委員会サポートプロジェクトチーム」を設置し、農業委員会にサポート活動を実施する。また、農業委員会毎に農業会議の担当者を配置する。

第4 事業実施期間

令和5年6月1日～令和7年3月31日（令和5年度～令和6年度）

第5 情報の共有

優良事例・先進事例について、農業委員会等へ幅広く周知し、情報の共有を図る。

第6 その他

本事業の実施につき必要な事項については、事務研と協議のうえ農業会議で定める。

附則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。